

「証券受渡・決済制度改革懇談会」(第19回)議事要旨

- 【開催日時】 平成19年5月22日(火) 午後3時30分～4時40分
- 【場 所】 日本証券業協会 第1会議室
- 【主な議題】
1. 「総株主通知の請求等における正当な理由の解釈指針(案)」について
 2. 証券決済制度改革推進会議の検討状況について
 3. (株)証券保管振替機構における検討状況について
 4. その他

【議事要旨】

1. 「総株主通知の請求等における正当な理由の解釈指針(案)」について

法務省・始関管理官から、総株主通知の請求に関して、社債、株式等の振替に関する法律第151条第8条にある「正当な理由」及び情報提供請求に関して、同法律第277条にある「正当な理由」について、また、同様に振替新株予約権付及び振替新株予約権付社債についての「正当な理由」の解釈の説明がなされた。

なお、この「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針(案)」は、関係業界・関係省庁で相談して作成されたものであり、当懇談会でこの解釈指針(案)が了承されたことから、関係者間で周知を図ることとされた。

2. 証券決済制度改革推進会議における検討状況について

事務局より、「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」における検討状況について、大要以下の報告が行われた。

(1) 「株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」の検討状況について

「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」における検討状況(「新制度移行に係るマイル

ストーンの共有化」関係の検討テーマとして①各メンバーの検討体等の検討状況、②今後の検討項目の洗い出し(修正版)及び検討項目の検討体について、「新制度移行に向けた周知・啓発」関係のテーマとして、①新制度移行に向けた周知・啓発活動の状況報告、②業界横断的周知・啓発活動)についての説明が行われた。

また、金融庁・池田課長補佐より、株券電子化の概要、メリット・留意点などを対談方式で放映した日経CNBC「ドウ！ JAPAN」の概要報告、金融庁広報誌『アクセスFSA』における株券電子化における記事掲載など、政府広報についての説明がなされた。

(2)「証券決済制度改革の推進に向けて」(報告書)のマイルストーンの修正について

「証券決済制度改革のマイルストーン」について、2007 年1月からの投信振替制度稼動とすること、及び 2009 年1月を株券電子化実施目標日とすることを加筆・修正した。

(3)株券電子化制度等についての周知における用語・表現方法の指針

従前より、株券電子化制度等の周知・啓発時には、用語は統一して、株主等の理解を図っていくこととしていたが、特定口座との区別が紛らわしいとされた「特別口座」という用語も、かなり浸透・認知されてきたので、今般、「特別口座」を用語・表現方法の指針に付け加えさせていただいた。

3. (株)証券保管振替機構における検討状況について

(株)証券保管振替機構における検討状況について、大前座長代理(同社常務取締役)から大要以下の報告が行われた。

(1)証券決済制度改革への取組み

証券決済制度改革に取り組むに当たってのキーワードは、DVP、STP、ペーパーレスの3つである。

まず一般振替DVPの利用状況についてだが、平成 18 年度の資金決済の状況は1日平均1兆 7,000 億円弱であるが、一般振替DVPを導入することにより、実際に日銀ネットを通じて流す総決済価格支払額が約 1,800 億円になっているなど、従来よりもリスクが 10 分の1程度に低減された。

次に、STPの利用状況等についてだが、国内取引においては、約定照合一致率が 99%超となっているほか、決済照合一致率においてもT+1では 99%超となっている。非居住者取引については、約定日という概念は一般的でないが、決済日当日には、やはり決済照合一致率が 99%になっている。

ペーパーレスについてだが、最初に電子化されたのが2003年に振替制度が導入された短期社債である。電子化された当初は手形CPIについての印紙税特例措置が残っていたこともあり利用が進まなかったが、2005 年3月に同特例措置が廃止された途端に一気に電子化が進み、今では 20 兆円程度の残高があり、全てが電子化されたと考えてよいと思う。

一般債の電子化については 2006 年1月から実施をしており、電子化以降に発行された新発債についてはほとんどが電子化されている。既発債については、順次、電子化に移行をしていただいているところであり、230 兆円といわれる一般債の総発行残高の9割程度、200 兆円余りが電子化されている状況である。

投資信託については、2007 年1月から電子化されており、99.9%以上が一気に電子化された。

(2)株券電子化の実施に向けて

機構では、昨年3月に、「株券等の電子化に係る制度要綱」を公表した後、株券電子化小委員会等において、電子化後の事務処理の詳細などについて検討いただいている。電子化のシステムに関しては、昨年5月に「システム概説書」を公表し、同 10 月には「システム接続仕様書」を公表したところである。現在、機構だけではなく、関係者

にもこのドキュメントに基づいて、システム開発を進めていただいているところである。

①機構による株主の名寄せの一元化

仮にある株主が 100 銘柄に投資をしていたとすると、現行制度では銘柄ごとに名寄せが行われるので、同じような名寄せ処理を 100 回行わなくてはならないが、新しく導入される振替制度では、株主のデータは全て機構に集まってくることから、機構で銘柄横断的に名寄せを行えば処理が1回で済むので効率的だということで考えられた仕組みである。また、新しい振替制度においては、作業の大部分が電子的に処理されるので、株主の確定作業が短縮化されることになる。すなわち、現行の実質株主通知では基準日の6営業日後に株式数のデータを発行会社に渡しているが、新しい総株主通知では基準日の3営業日後に株主の住所・氏名を含めて渡すことができるようになる。

②機構における加入者情報等の管理

加入者データをコンピューターで授受するときには、漢字の文字化け等が起きることが想定されるので、それへの対処が必要になる。例えば、「高」という字は日常的によく使われる字だがJISの規格にはないため、口座管理機関においてJIS規格の文字である「高」に訂正していただいてから、機構のデータセンターに送信していただくことになる。

③株券電子化後における配当金支払い方法

現在の配当金の支払い方法は、株主から銘柄ごとに指定された金融機関の口座に支払う方法と、郵便為替支払通知書が株主のもとに郵送され、郵便局で配当金を受取る方法があるが、株券が電子化されると同時に、これらの方式に加えて、振込先の金融機関の口座を指定しておけば、全ての銘柄の配当金が指定口座に振込まれる

「登録配当金受領口座制度」と、口座管理機関である証券会社が、配当金を一括受領して、株主である顧客の口座残高に配分する「株式数比例配分方式」が導入されることとなっている。

④移行前における株主等通知用データの整備

機構では、2009年1月に延べ5,000万人もの株主の名寄せを一度に開始するのが難しいことから、前もって株主名簿管理人、口座管理機関からデータをいただきながら、試験的に運用を開始し、徐々に機構における名寄せの精度を高めていくことを考えている。具体的には、株主名簿管理人各社には来年3月頃からデータをいただき、口座管理機関各社には来年5月ごろから顧客データをいただくことを予定している。

⑤非預託株券の内訳

現在、全国上場会社の発行済み株式総数は約3,700億株であり、そのうちの80%に当たる約3,000億株を機構が預かっている。会社法上の不所持としているものが160億株程度あるので、機構外に存在している株券は、非預託700億株のうち540億株程度あるわけだが、特に問題になるのが個人所有の株券であると考えている。少しでも多くの方に株式制度の変更を理解いただくよう、証券決済制度改革推進センターとも連携を取りながらPR活動に努めているところである。

⑥システム関係想定スケジュール

総合テストや移行の方針については、今年の秋から年末にかけて、データ整備や総合テストの実施要領を策定し、公表をしていきたいと考えている。

株券電子化まであと1年半となり、機構としても今年が勝負の年と考えている。皆様方には、適切な対応をしていただくようお願いしたい。

○主な意見

証券保管振替機構では、2000 年の金融審議会報告を基に、DVP、STP、ペーパーレスの3つをキーワードとして掲げて、証券決済制度改革に取り組まれているという話を伺ったが、金融審報告においても指摘されたクロスボーダー取引の円滑化についても検討を行う必要があると思う。政府レベルでは、日本の金融資本市場の地盤低下を打開すべく、国際化を念頭にかなり議論が高まっているとも聞いている。

やはり、証券決済システムのグローバル化は、株券電子化の次の段階で取り組まなくてはならない大きな課題と考えているので、証券保管振替機構をはじめとした関係者は、本格的な検討は株券電子化以後に行うとしても、今の段階で何ができるのかということについて、検討を始める必要があると思う。

4. その他

前田座長より、株券電子化の一斉移行目標日である 2009 年1月に向けて、実務検討、システム対応及び一般投資家に対する周知・啓発がより重要なものとなってくる。関係者の皆様方の努力により着々と準備作業が進んでいるが、株券が電子化されるまであと1年半となるなど時間も切迫してきていることから、これまで以上に関係者のご尽力をお願いしたい旨の発言があった。

以 上

○ お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針(案)

第一 振替株式

一 総株主通知の請求

1 次に掲げる場合には、「正当な理由」(社債、株式等の振替に関する法律第151条第8項)があるものとして、発行者は、振替機関に対し、総株主通知の請求をすることができるものとする。

- (1) 発行者が、法令、上場規則、定款その他の規則(以下「法令等」という。)に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- (2) 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所(金融商品取引所)に提供するために必要があるとき。
- (3) 発行者が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、発行者は、総株主通知の請求をすることができない。

- (1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (2) 犯罪目的を有するとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) 第三者への漏えいを目的とするとき。
- (5) 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であ

るとき。

二 情報提供請求

1 次に掲げる場合には、「正当な理由」（社債、株式等の振替に関する法律第277条）があるものとして、発行者は、振替機関又は口座管理機関に対し、振替口座簿の当該発行者の株式が記録されている口座の情報の提供の請求をすることができるものとする。

(1) 加入者の同意があるとき。

(2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。

(3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。

(4) 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。

(5) 上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。

(6) 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

2 一の2は、前項の請求をする場合について準用する。

第二 振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資
振替株式に準ずるものとする。

第三 振替新株予約権及び振替新株予約権付社債

1 次に掲げる場合には、「正当な理由」（社債、株式等の振替に関する法律第186条第5項又は第218条第5項）があるものとして、発行者は、振替

機関に対し、総新株予約権者通知又は総新株予約権付社債権者通知の請求をすることができるものとする。

- (1) 発行者が、新株予約権者又は新株予約権付社債権者に対し、優待制度の実施その他振替新株予約権の新株予約権者又は振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (2) 新株予約権の目的である株式の上場廃止、免許取消しその他発行者、株主、新株予約権者又は新株予約権付社債権者に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (3) 新株予約権又は新株予約権付社債の発行要項において定められた事由が生じたとき。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、発行者は、総新株予約権者通知又は総新株予約権付社債権者通知の請求をすることはできない。

- (1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (2) 犯罪目的を有するとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) 第三者への漏えいを目的とするとき。
- (5) 新株予約権者又は新株予約権付社債権者に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

以 上